

新薬創出・適応外薬解消等促進加算の検証事項(案)

1. 平成22年度薬価制度改革の骨子

(別紙)新薬創出・適応外薬解消等促進加算の実施方法

3. 実施時期及び実施方法

平成22年度限りの措置として試行的に導入することとし、その財政影響や適応外薬等の開発・上市状況、後発医薬品の使用状況などを検証した上で、次々期薬価制度改革時に、引き続き実施するかどうかについて判断することとする。

2. 検証すべき事項(案)

1) 財政影響

- 当該加算を受けた品目による各社の財政影響
- 当該加算制度を継続する場合の財政影響(平成23年度薬価本調査の結果)

2) 適応外薬等の開発・上市状況

- 国が開発要請した適応外薬等の開発・承認状況
- 未承認薬等検討会議が医療上の必要性が高いと判断したものの、要請先がないため公募品目となった未承認薬の対応状況
- 当該加算により、新たに国内開発に着手されたもの等の状況

3) 後発医薬品の使用状況

- 後発医薬品の使用状況(平成23年度薬価本調査の結果)